

## 第6回北区基本構想審議会 議事録

日 時：令和4年12月23日（金）午後6時30分～午後7時49分

場 所：北とぴあ15階 ペガサスホール

出席者	加藤久和会長	岩崎美智子副会長	
	青山匡史委員	新井雅美委員	中嶋みどり委員
	野口雄基委員	大塚麻子委員	岡本百合子委員
	織戸龍也委員	渋谷伸子委員	下山豊委員
	永沢映委員	増田幹生委員	丸山吉栄委員
	水越乙彦委員	森口智志委員	森将知委員
	大島実委員	戸枝大幸委員	名取ひであき委員
	いながき浩委員	阪口毅委員	高橋儀平委員
	村上公哉委員		

### 1 開 会

### 2 北区基本構想に関する答申（案）について

（1）北区基本構想について

（2）北区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

#### ①基本目標 1

多様なつながりが織りなす にぎわいと活力にあふれたまち

#### ②基本目標 2

世代を超えて互いに成長し 自分らしく輝き 健やかに暮らせるまち

#### ③基本目標 3

安全・安心で 快適に暮らし続けられる 人と自然が調和したまち

#### ④区政運営

基本構想を実現するために

### 3 今後のスケジュールについて

### 4 閉 会

## 議事要旨

### ○事務局

皆様、こんばんは。時間になりましたので、ただいまから第6回北区基本構想審議会を開催させていただきます。

本日は、年末のお忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。しっかりとした感染防止対策を取りながら、対面での会議と今回もさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

本日は、6名の委員の方から欠席のご連絡をいただひてごひいます。

それでは、会長、ご進行のほど、よろしくお願ひいたします。

### ○会長

本日もお忙しい中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。北区の基本構想も最終段階に入り、また基本計画に盛り込むべき施策に関しましても、各部会での議論を終えたところでごひいます。これも委員の皆様方のおかげだと感じております。

本日は、総まとめということになるかと思ひております。よろしくお願ひいたします。それでは、早速、会議を進行させていただきたいと思ひます。

本日の審議会の議題は、次第にごひいますとおひ「北区基本構想に関する答申(案)」、「今後のスケジュール」についてです。よろしくお願ひいたします。

まず、次第の2の北区基本構想に関する答申(案)のうち、(1)北区基本構想について、事務局からご説明をお願ひします。

### ○事務局

それでは、北区基本構想について説明をさせていただきます。資料1の1ページから11ページをご覧ください。

基本構想の答申案については、委員の皆様にも従前からお示しをしております「基本構想中間まとめ」をほぼ横引きする形で、作成をさせていただきます。本日は、パブリックコメント、区民・団体意見交換会、審議会での意見等も踏まえて、「基本構想中間まとめ」から変更になった箇所を中心に、説明をさせていただきます。

なお、変更した箇所は、別添1「基本構想答申案」と「基本構想中間まとめ」の対照表もご覧いただければと存じます。

まず、資料1の5ページの「基本構想の理念」の一つ目の①「平和と人権・多様性を尊重するまちづくり」の2段落目の1行目、別添1については、対照表の1番をご覧ください。

「性のあり方」の表記についてです。「性のあり方」については、年齢や性別の次に配置させていただひておりましたが、SDGsのゴール10番の「人や国の不平等をなくそう」の中の、ターゲットの10.2では、「年齢、性別、障害、人種」の順番で表記されており、基本構想の理念もSDGsの表記に合わせ、「性のあり方」については、国籍の次に配置させていただひてごひいただきました。

資料1の7ページの基本目標1の6行目、ご覧ください。「また、年齢や性別」の文章ですが、同様に修正をさせていただきます。

基本構想部分ではないのですが、基本計画の施策のあり方部分についても、少し説明をさせていただければと思います。

17ページをご覧ください。基本目標1の政策の方向性、こちらは基本構想の文章を抜粋した文章で、こちらについても、同様に修正をさせていただいております。また、18ページの基本計画に盛り込むべき施策のあり方の「めざす姿」、こちらをご覧ください。年齢や性別、障害の有無や国籍、性的指向、性自認といったところを記載させていただき、その下の「現状と課題」についても、箇条書き一つ目のところは、年齢や性別の障害の有無や国籍、性的指向、性自認と記載をさせていただいております。こちらは比較的新しい言葉であるSOGIの考え方を記載しています。

基本計画については、現状、10年の計画を5年ごとに改定しておりますので、基本計画に盛り込むべき施策のあり方では、「性的指向」「性自認」といった表記にさせていただきましたが、多様性の分野については、新しい言葉が比較的早いサイクルで生まれることから、新しい言葉にもしっかりと対応できるように、2040年頃を目標年次とする基本構想では「性のあり方」という範囲が広い言葉を使わせていただいております。

基本構想に戻って7ページから9ページ、ご覧いただけますでしょうか。

基本目標の1から3についての文章でございます。「基本構想中間まとめ」では、審議会で検討いただきました政策分野を分かりやすくするために、括弧書きで「地域振興」や「産業振興」といった政策ごとに区切って、文章を作成しておりましたが、答申（案）では、目標ごとに文章を全てつなぎ合わせております。また、10ページの区政運営についても、同様に文章をつないでおります。

次に7ページの15行目、「産業振興」分野の「地域の活力の源泉である」の文章、別添1の対照表の3番もご覧いただければと思います。当初、消費生活やエシカル消費については、7ページの15行目にございます産業振興分野に、文章を配置しておりましたが、基本計画の施策のあり方を検討していくにあたって、この分野を「防犯」と「環境」の分野へ配置を変更したため、この文章自体を削除させていただいております。

なお、消費生活やエシカル消費については、文章追記はせず、9ページの上から6行目、「また、犯罪を起こさせない、安心して」の「防犯」の分野と、9ページの下から4行目、「環境負荷の少ない社会」の「環境」分野がございます。こちらの「防犯」の分野と「環境」分野に含めることとさせていただいております。

次に、8ページの上から4行目をご覧ください。

基本目標2の「子ども・家庭」分野の「子どもが自らの意見を」の文章です。対照表については、4番をご覧ください。今後、北区で子ども条例を策定することから、「子どもの意見表明」という内容を、基本構想でも明確に表現すべきではないかのご意見をいただきまして、文章内容自体に大きな変更はございませんが、文章の冒頭に「子どもが自らの意見を自由に表明して」を配置し、文章自体を組替えさせていただいております。

次に、10ページの区政運営の上から3行目の「地域課題の解決やまちの活性化のため」の文章です。対照表については、6番もご覧いただければと思います。

こちらの北区に居住にする人、北区にかかわる人、団体、事業者などの表記ですが、4ページに「区民」について定義づけていますので、こちらにも「区民」という表記に変

更をさせていただいたところです。

最後に、パブリックコメントや区民や団体との意見交換会でいただいた、この構想についての「総花的で北区らしさ」が感じられない、という意見についてです。

6 ページに、将来像をお示ししておりますが、審議会の中でもご説明させていただいたように、この将来像などの中には、北区が区政運営にあたり最も大切にしていまいりました「協働」の姿勢、また区の最重要課題として捉えております「地域のきずなづくり」、区民等の意見交換会だけでなく、アンケート調査の中でも北区の一番の魅力として挙げていただきました「住みやすさ、暮らしやすさ」、愛着や誇りからさらに一步進んだ「主体的にまちに関わっていききたいと思う人が増える」シビックプライドの考え方、「交通の利便」に加え、都心に近接しているにもかかわらず、「恵まれた水辺とみどり」といった豊かな自然環境など、様々な観点の「北区らしさ」が詰まった基本構想であると考えており、特段文章の追加はしてございません。

ただ、ご指摘のとおり、基本構想では大きな言葉で、様々な意味を持たせているため、「北区らしさ」がなかなか見えないといった意見もございますので、来年、基本構想を冊子として発行する際には、6 ページの将来像や、7 ページから 9 ページにあります目標ごとに、それぞれの基本目標の見開きの右ページへ、写真データなども添付する予定でございます。

文章だけではなかなか伝わらない北区らしさについて、視覚へ訴えかけるような工夫を検討していきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、基本構想について、「基本構想中間まとめ」から修正した箇所を中心に説明をさせていただきました。よろしく申し上げます。

## ○会長

今、ご説明がありましたように、北区基本構想につきましては、パブリックコメント、区民・団体意見交換会、審議会での意見等を踏まえて、北区基本構想中間まとめをベースに、事務局で案を作成していただいております。

基本構想につきましては、基本構想中間まとめを作成する段階で、皆様から既に多くのご意見をいただいております、その意見も事務局で反映しております。また、この後にご議論いただきますが、10月、11月に、各部会でいただいた意見を反映した「基本計画に盛り込むべき施策のあり方」については、非常にボリュームがある資料ですので、基本構想につきましては、ここはどうしても、という箇所がなければ、事務局案で進めたいと考えておりますが、いかがでしょうか。もし、ご意見やご質問があれば、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。皆様のおかげで、基本構想(案)を作成することができました。これも委員の皆様方のご協力のたまものと思います。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただければと思います。

北区基本計画に盛り込むべき施策のあり方ということで、次第2の(2)「北区基本

計画に盛り込むべき施策のあり方について」のうち、①基本目標1について、事務局からご説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

## ○事務局

それでは、13ページ以降の基本計画に盛り込むべき施策のあり方についてです。9月から11月までに開催いたしました審議会や審議会の各部会でいただいた意見を踏まえて、変更いたしました箇所を中心に、何点かご紹介をさせていただければと思います。変更した箇所については、別添2、対照表もご覧ください。

部会でも説明をさせていただきましたが、基本構想については、先ほどお示しをいたしました1ページから11ページにございます「基本構想について」をほぼ横引きする形で、今後は、基本構想の案を次年度に策定いたしますが、基本計画については、審議会から基本計画の骨格となる項目のみを答申としていただき、図やグラフ、施策の達成を図る指標、具体的な事業については、答申に基づき、令和6年3月に基本計画を策定できるよう、来年度、事務局で検討を進めてまいりたいと考えております。

答申では、お示しのように、文章を全て詰めて記載をさせていただきましたが、基本計画の策定時には、施策ごとに見開き1ページで記載をさせていただく予定です。

また、基本構想を実現するために、個別目標ごとに施策の方向を示す基本計画ですが、基本構想の目標年次が2040年頃に対して、現状、10年計画を5年ごとに改定しております基本計画の「施策のあり方」、こちらについては、構想よりも少し具体的かつ近い未来を意識した文章となっております。

17ページをご覧ください。それぞれの政策の冒頭でございます「政策の方向性」、については「基本構想」の各目標から抜粋した文章です。そして、政策以下にお示しをいたしました施策ごとの「めざす姿」、こちらについては、審議会の各部会において導き出させていただきました、施策単位の「20年後の望ましい姿」でございます。「政策の方向性」と「めざす姿」については、固定した文章とさせていただきます、その下に配置しております「現状と課題」、「施策の方向」について、この後、ご意見をいただければと存じます。

それでは、基本目標1について、修正した箇所を何点か説明いたします。

まず、20ページの施策の方向④「困難な問題を抱える女性への支援」の箇条書きの一つ目です。別添の2の対照表については、2ページの5番をご覧ください。当初、こちらの冒頭の文章は「非正規雇用で働く割合が多く、貧困に陥るリスクの高い女性に対し」でしたが、この文章では、「女性が皆そうなりと受け止められかねないのではないか、女性の中にはそういった方がいて、というニュアンスに変更した方がよいのではないか」というご意見を部会でいただき、「女性を取り巻くさまざまな問題（DVや貧困等）に対し」へ、文章を変更させていただいております。

続いて、21ページの施策の方向①「異文化理解の促進と外国人にも暮らしやすい環境づくり」の箇条書きの二つ目、対照表については、同じページの6番をご覧ください。ゴミ出し、保健、教育、医療など「外国人への適切な情報の提供」が必要である、とのご意見を部会でいただき、日本語学習支援の充実に合わせて「情報提供の徹底」を追記させていただいたところ です。

お進みいただきまして25ページをご覧ください。(1)区内企業の経営支援の「めざす姿」、対照表で申し上げますと4ページの10番です。こちらについては、「若者から高齢者まで誰もが起業・創業にチャレンジできる」という文章がございましたが、今は、小学生の起業家や特許取得者もいるので、対象は限定しないほうがよい、とのご意見を部会でいただき、「若者から高齢者」を「さまざまな世代」へ文言を変更させていただきました。

続いて、27ページの(3)にぎわいあふれる地域商業の実現、対照表は4ページの14番です。当初、この施策名は「生活サービス産業の育成」でしたが、商店街は確かに生活サービスの市場ではあるものの、PR、シティプロモーション、地域経済の振興、来街者の獲得という観点からは、「生活サービス産業の育成」という施策名でよいのか検討すべきではないか、というご意見を部会でいただき、「にぎわいあふれる地域商業の実現」に変更させていただいたところです。

続いて、31ページの②「図書を通じた学びの充実」の箇条書きの一つ目、対照表は6ページの20番をご覧ください。ビブリオバトルなど、ティーン向けの取組みの充実について、部会でご意見をいただき、若年層の読書離れにも対応できる内容となるよう、「若年層を対象とした」などの文言の追記をさせていただきました。

次に、33ページの①「文化芸術に触れる機会の充実」の箇条書きの三つ目、対照表では7ページの24番です。「拠点となる施設以外に、水辺やみどりといった屋外空間を活用した文化的な活動があってもいい」との意見をいただき、「北区特有の水辺やみどりの空間などの積極的な活用」という文章を追記しております。

簡単ではございますが、基本目標1について、委員の皆様からご意見をいただき、修正した箇所を中心に説明をさせていただきました。よろしく申し上げます。

## ○会長

ご説明ありがとうございました。各部会での議論ということでございますので、この基本目標1の中で、いろいろなご意見をお持ちの委員の方々もいらっしゃるのではないかと考えております。ご意見等がございましたら、お願いいたします。

## ○委員

部会でも1回言わせていただいたことがあるのですが、19ページの男女共同参画社会の推進、施策の方向として、女性がメインになっているかなという部分があります。男性の育児参加について、現状と課題でも、施策の方向でもいいのですが、書いていただければと思いました。

## ○事務局

男性の育児参加についてご指摘をいただいたところでございます。育児参加と、男性の育休についても、部会でご意見をいただいたところですが、こちらについては、基本目標2で言及をさせていただいている箇所がございます。42ページをご覧くださいませでしょうか。42ページの②「孤立しない子育ての推進」の「保護者が孤立しない子育てを推進するとともに、必要に応じて妊婦面接後の継続的なフォローにより、支援を

図ります」において、保護者が孤立しない子育てを推進する、こちらで男性の育児休暇の取得ほか、継続的なフォローについてはママ・パパ応援プロジェクトなどのお父さんの育児参加、こちらの子ども・家庭の分野の文章で、男性の育児参加などについて意味合いを込めさせていただいています。

また、男性の育児休暇については、産業振興の分野の働き方のところで言及をさせていただいております。29ページの①や②の働きやすい環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進、こうしたところに男性の育児休暇の取得について含ませていただいております。

#### ○会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。また43ページの「現状と課題」の中でも、意識をしているというところが書かれておりますので、そういったところもご参考いただければと思います。

ほかに、何かご意見、ご質問等はございますか。

#### ○委員

2点ありまして、まず一つ目が、政策3の活力ある地域産業の形成の施策1の「区内企業の経営支援」のところですか。中小企業だったり、商店街へのサポートというのが書かれていますが、今後、個人企業主だったり、また家族や個人だったり、お店を持たない形でのビジネスというのが、今後、増えていくと思います。そういったところに対する施策というのは、ちょっと考えられたのかお聞きしたい。

あと、施策2のところ、「ものづくりの振興」という記載がありますが、ものづくりも、すごく重要な部分だと思うのですが、やっぱり、今後「もの」だけじゃなくて、コト消費というところで、サービスという目に見えない形のもの、そこに対する付加価値というところも、今後、求められる割合が高くなってくると思うので、その辺りについて、どこかで触れられているところがあるのか、お聞きできればと思います。

#### ○事務局

まず個人でのビジネスについて、28ページをご覧ください。こちらで、個店についてお示しをさせていただいて、①の「魅力ある個店・商店街づくり」の二つ目の箇条書き、個店の魅力づくりに向けて、個店のファンの獲得及び来街者の増加ということで、店舗をかまえた形態だけでなく、個人事業主についての支援といったところは、こちらで含ませていただいております。

また、26ページの①の中小企業に対する多面的な支援についてというところは、オンラインの経営相談も実施をさせていただいているところですか。メインとしては中小企業についての施策として書かせてはいただいているのですが、個人の、お店を持たない方の支援といったところも、ここに含めることができるか、検討させていただければと思います。

また、ものづくりについて、目に見えないものの価値についてといったところについては、27ページの②「ものづくりイノベーションの推進」で、製品の高付加価値、も

のに対する高付加価値について、記載はさせていただいているのですが、サービスなど目に見えないものの価値について、ここに含めることができるのか、事務局で検討をさせていただければと思います。

#### ○会長

ありがとうございます。ほかに、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。基本目標1につきましては、よろしいでしょうか。

それでは、次に、次第2の(2)、②基本目標2について、事務局からご説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○事務局

それでは、基本目標2について、ご説明をさせていただきます。

まず、40ページの施策の方向①「子どもの権利の尊重」の箇条書きの一つ目、対照表では、9ページの3番をご覧ください。先ほど基本構想の修正部分について説明をさせていただいた際にも触れさせていただきましたが、「子ども条例策定に向けて検討を進めていると思うので、それをもう少し具体的に記載することができないか」との意見をいただき、冒頭の「子どもがだれ一人取り残されることなく」などの文章を追記させていただきましたところ。

続いて、47ページの施策の方向②「学校の改築・リノベーション事業の推進」の箇条書きの一つ目、対照表については、13ページの19番です。特別に配慮の必要な子どもについて、通級、特別支援学校の児童・生徒が増えている中で、ソフト面ももちろんハード面の不安も大きいので、学校の建物の使い方などの環境整備ともリンクをしてほしい、とのご意見をいただきまして、文章後段を「社会環境の変化やニーズに応じた教育環境の向上・充実を図ります」へ修正しています。

53ページまでお進みください。施策の方向の①「高齢者の社会参加と就労支援」と、54ページの箇条書きの三つ目をご覧ください。対照表については、16ページの30番、31番、32番です。まず、対照表の31番、こちらの箇条書きでございますが、当初、32番でございます施策の方向③「デジタル活用能力の向上に向けた取組み」として、別立てで施策の方向を設定していましたが、デジタル活用の観点については、社会参加の観点も含むことから、施策の方向の名称も変更するとともに、こちらの施策の方向に含む形とさせていただきました。

続いて、60ページの施策の方向②「家族等介護者の負担軽減への取組み」、対照表については、20ページの43番をご覧ください。こちらには、当初、臨床心理士等による相談支援と記載をさせていただいておりましたが、部会の中で、臨床心理士以外にコミュニティソーシャルワーカーなどの専門職についても言及すべきとの意見をいただきまして、ここでの表記、「臨床心理士」に限定せず、「専門職等」と表記を変更させていただいています。

以上、基本目標2について説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。それでは、ご意見等がございましたら、ご自由にご発言いただければと思います。お願いいたします。

○委員

46ページで、注釈を追加されている箇所がありますが、ここの表現がちょっと気になりました。出典は不明ですが、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みのこと」ということですが、これをストレートに読むと、障害者が精神的、身体的な能力を可能な最大限まで発達させないと、障害のある者とない者との共に学ぶ仕組みができないのか、あるいは、そうしないと効果的に参加することを可能とする目的とならないのかどうか。むしろ、能力の違いだとか、その多様性を尊重するということにより、障害のある者とない者が共に学ぶ仕組みというか、障害をそのまま認め合うということが必要なのではないかと思います。この辺について、ご検討いただければと思います。要望です。

○事務局

こちらの注釈については、新たに設定をさせていただいたところですので。いただいた趣旨を踏まえまして、検討をさせていただきたいと思います。

○会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○委員

子どもの権利の尊重の部分で、どこにも入れられないかなと思うのですが、意見です。子どもの権利を守るというところで、例えば虐待があれば相談する場所もありますが、学校の先生に言われたことで傷ついて、学校に行けなくなったという話を、最近よく、PTA会長をしているもので、小学校でも中学校でも聞くことが増えています。先生や保護者を交えて話をしても、気をつけます、で終わってしまい、子どもの気持ちの持って行き場がないなんていう話をよく聞きます。子どもオンブズマンというのが、国立や小金井で立ち上がっていますが、行政とか、学校とは独立した場所で子どもたちの話を聞いて、代理人として、悩み事を聞いたり、間に入るといった活動があるようなので、北区でもそういったものがどんどん進んでいけばいいなと思いました。

○事務局

まず、そういった事象があることは、大変申し訳なく思います。おわびさせていただきたいと思います。

原則、学校の中で解決できない問題については、教育総合相談センターで、相談支援をさせていただいています。また、子ども家庭支援センターでは、こちらも家庭についての相談というのがメインになってくるかと思いますが、18歳までのお子さん、保護

者についても相談をいただけます。いずれも教育委員会の中での対応にはなってしまいますが、学校から少し出たところの外部機関、教育委員会ではありますが、別の視点での相談窓口ではありますので、そういったところをご活用いただくよう、教育委員会、また北区でも、悩まれている、傷ついたお子さん、そういったお子さんを持たれる保護者の方などに周知ができればと考えております。

#### ○会長

ありがとうございます。例えば49ページの「学校・家庭・地域の連携・協働の推進」というようなところに、今の委員のお話を入れる、あるいは、検討することは可能なのでしょうか。

#### ○事務局

ご意見ありがとうございます。

今、会長からお話のあった、49ページの、例えば①「学校・家庭・地域の連携」のところで読み込みに行くという考え方も一つあるかと思えます。

例示していただいたオンブズマンの方に話を聞いてもらうというのは、第三者的に何か意見を言ってもらおうという話だと思いますが、そういう枠組みは、やはり40ページの①「子どもの権利の尊重」の中の一つ目の箇条書きの後段、「子どもの育ちを支える取組みを推進していく」、ここの中に、思いとしては含まれていると受け止めています。

先ほど言われたような具体的な事業として、今後、そういった第三者機関を設置するのかどうかというところについては、「子どもの育ちを支える取組みを推進していく」という、この文言を受け止めながら、次年度以降、例えばその計画事業として、そういうものを取り入れていくのか、現在、また子ども・子育て会議みたいな場も、別途設置をさせていただいて、子どもの権利の条例の関係であるとか、子ども施策の具体的な内容について検討をさせていただいていますので、その辺と合わせて、今後、検討させていただければと考えてございます。

#### ○会長

ほかにご意見、ご質問がございますか。

#### ○委員

41ページの施策の方向の上から4番目に、わくわく☆ひろばにおけるイベントやプログラムの実施、見守りについて、地域住民、保護者等が運営に参加できる仕組みをつくりますと書いてあります。高齢化が進み、なかなか手伝っていただける方がいないというのが現状ですので、ここに民間委託と入れていただくと、地域としては、ありがたいなと思っているのですが。

#### ○事務局

今、委員からも指摘があった、わくわく☆ひろば、放課後子ども総合プランについてですが、地域で見えていただいているわくわく☆ひろば、民間に委託をしたわくわく☆ひ

ろばと、それぞれのよさがある中で実施をさせていただいているところです。

その中で、運営方法を変えるというのは、子どもたちにもかなり影響が出ることかと思しますので、すぐには難しいというところもありますし、また、41ページの中で民営を推進するというようなところというのは入れづらいというのが正直なところです。あくまでも地域に合った形での放課後子ども総合プランというのを実施させていただくというのが、北区教育委員会のスタンスかと考えておりますので、そのようにご理解をいただければと思います。

#### ○委員

注釈についてですが、39ページではヤングケアラーのことが書かれていますが、例えば60ページでは、8050問題やダブルケアが注釈にはなっていません。注釈にできるのであれば、注釈にさせていただければ、読んでいて助かるのかなと思ひまして、自分も助かると思いましたので、ご意見をさせていただきました。

#### ○事務局

部会の中で、ここは注釈があったほうがいいといったご意見をいただいたところのほか、事務局で検討した箇所も注釈を入れさせていただきます。

今、ご指摘いただいたダブルケア、8050問題について、注釈を入れるか、検討をさせていただきます。

#### ○会長

ありがとうございました。ほかにご意見、ご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、次第の2の(2)③の基本目標3について、事務局からご説明をお願いいたします。

#### ○事務局

それでは、基本目標3について説明をさせていただきます。

まず、65ページの施策の方向②「犯罪を未然に防ぐ取組みの充実」の箇条書きの一つ目、ご覧いただければと思います。対照表については、21ページの3番です。防犯パトロール活動について、地域との取組みのため、地域と一体となった取組みとしてはどうかのご意見を部会でいただき、文言の追記をさせていただいています。

続いて、66ページの施策の方向の①「地域特性に応じた協働型のまちづくり」、対照表については、22ページの5番です。『区民、ボランティア団体等のところについて、商店街を含めた企業、事業者を含めてはどうかのご意見、また、近年では「全員参加型のまちづくり」といった表現もされているので、幅広に加えたほうがよい』とのご意見を部会でいただき、参画の主体を「区民、ボランティア団体等」から「地域住民・まちづくり協議会・民間事業者・NPO等の関係団体」に変更しています。

続いて、69ページの①「安全で快適な道路ネットワークの形成」の箇条書きの二つ目、対照表については、24ページの12番をご覧ください。こちらの文末の「災害時

も安全な環境づくりを推進します」の「環境づくり」というのは何か、もう少しイメージが湧く記載があったほうがよいとの意見をいただきまして、「環境づくり」を「災害時にも安全に移動できる交通空間の形成等を推進します」といった文章の表記に変更しました。また、「道路ストック」という表記が適切なのか、道路ができたことによる効果、防災の面などの働きかけなどの道路ストック効果についても、ご意見をいただいたところです。この施策での表記は、改修対象の道路や橋梁など、道路等の施設をイメージしており、対照表の24ページの11番、13番、14番のとおり、「道路ストック」という表記を全て、「道路インフラ」という表記へ変更しています。

次に、73ページにお進みください。施策の方向の①「良質な住まいの確保」の箇条書きの二つ目、対照表については、26ページの19番です。「都市計画の施策のところで、持続可能なまちづくりについて触れているが、都市計画と住宅施策は、車で言うところの両輪であり、住宅施策では具体的に触れられていない、サステナブル・シティについて意識した文言の整理が必要ではないか」とのご意見をいただきまして、文章中段へ「持続可能なまちづくりに配慮し」といった文言を追記しています。

続いて、75ページの施策の方向の②「個性あふれる魅力ある空間の形成」の箇条書きの二つ目、対照表については、同じページ26ページの23番をご覧ください。74ページの『「現状と課題」の箇条書きの四つ目に河川の話がありますが、施策の方向には、河川や河川敷に関する記載がなく、公園に特化をしている。一部、水辺空間の記載もあるが、水辺空間だけでは、池のようなイメージができてしまう』というご意見をいただき、施策の方向にも、「河川敷」などの表記を追記しています。

続いて、78ページの施策の方向の③「ごみの適正処理の推進」の箇条書きの一つ目、対照表は、29ページの29番です。冒頭の「高齢単身世帯の増加など」の表記と、後段の「環境と安全、経済性に配慮した収集・運搬業務の実施」の文章が、高齢者イコールごみの問題を生み出す人といったように読め、経済性への配慮の話につながっていない感じがする、というご意見を部会でいただき、冒頭の文章を修正しています。

続いて、81ページの施策の方向の③「喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出」、対照表については、同じページ29ページの32番をご覧ください。

喫煙者と非喫煙者が共存できる環境において、非喫煙者の健康を守る視点が不足しているのではないかとといったご意見を、部会で複数いただき、冒頭へ「受動喫煙による健康被害やたばこの吸い殻の散乱及び火傷等の被害を防止し、誰もが快適に過ごせるまちを実現するために」、といった文章を追記させていただいたところです。

基本目標3について、説明をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

#### ○会長

ご説明ありがとうございました。それでは、基本目標3につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

#### ○委員

75ページの公園づくりですが、今度、飛鳥山公園にも飲食店が入るということで、すごく活性化するかなと思います。公園の中だけで完結してしまうのではなくて、この

公園周辺にも飲食店とか、公園で食べられるものであるとか、にぎわいがあるほうがいいなと感じています。飛鳥山公園をイメージすると、周りにコンビニエンスストアもなく、その中にカフェができるとしても、それでは不十分、ちょっと使い勝手が悪いなど。ですので、公園単体だけで見るのではなくて、その周辺も一緒にシティプロモーションを考えていただきたいなと思いました。

#### ○事務局

P a r k - P F I について、今、飛鳥山のカフェレストランについて言及をいただき、公園内だけでとどまらないシティプロモーションということでご指摘をいただいたところ です。

基本目標1で、シティプロモーションや観光についても言及させていただいておりますので、その文章の中で全体について吸収ができていくかどうかというのを、いま一度確認をさせていただければと思います。

#### ○会長

ほかにいかがでしょうか。

#### ○委員

もう一つ、77ページ、ごみの減量化の推進ということで、これはとても大切で、今度、プラスチックごみが再利用されるということで、再利用されることによってごみの量は減るのかとは思いますが、今、コロナ禍でマスクが使い捨てであったり、原材料の高騰で、今まで牛乳は1リットルで売っていたものが、720ミリリットルになっていたり、1キロで売っていたもの、お砂糖とかが内容量が少なく売られている。ごみがすごく増える、増えているという印象があります。

同じものを買おうと思ったら、二つ買わなきゃいけない。それから個別包装とかも増えてきて、ごみを減らそうという方向性にもかかわらず、企業がどんどんごみを作っているというような印象を、区民して受けています。ぜひ、北区には、そういった企業への啓発活動とかも積極的に行っていただきたいなと思いますし、北区から「こうやってごみを減らすんだ」と、もっと積極的に、区民に何かを求めるというだけではなくて、企業に、日本にアピールする、活動を起こすという姿が見えたら、もっとよかったなという感想を持ちました。

#### ○事務局

78ページの①「ごみの減量化の推進」をご覧くださいければと思います。区民や事業者の主体的なごみの発生の抑制への取組みの促進のところ、今、委員がおっしゃったような内容については、記載をさせていただいているところです。

また、北区自体のごみの減量、1事業者としての北区役所といったところのごみの減量化について、77ページ③の「北区役所における脱炭素を目指す取組み」といったところで、区の職員の意識改革についても触れる予定です。

## ○委員

もう一つ、北区役所でということも書いていただいている、小学校とか、中学校とかのごみの減量についても、もう少し積極的に考えていただきたいなと思います。

といいますのは、大して使わない備品を保護者が買わなければならないことがあります。それが、ごみになってしまう。例えば、ピアノは2年間しか使わない。それを買う。それがごみになる。レンタル品であれば、口の使うところだけ保護者が買えば、ごみにならない。

今日、教科書を持ってきたのですが、2年間開かれていない教科書がある。これは税金の無駄遣いにもなると思いますし、ICT教育、GIGA教育のところで、教科書のデジタル化というところもあります。ごみが作られているというところの認識も持って、ごみの減量化について取り組んでいただきたいと思いました。

## ○事務局

ご意見ありがとうございます。まず、事業者に対してのアプローチについては、北区でもゼロカーボンシティの宣言をさせていただいて、基本計画とは別の計画ですが、環境基本計画というのも今度策定をして、取組みを進めていきます。その中でも、事業者に対する啓発活動、それはSDGsに関するものも含めて、北区では、来年度以降また力を入れてやっていこうと思っていますので、いただいたご意見、所管のほうにも伝えながら、僕らも一緒にやっていきたいと思っています。

二つ目の北区役所の中での話、学校の話についても、例えば、使わないものを毎回買って、すぐ使わなくなって、そのままごみになってしまう、といったご意見も以前からいただいています。今後、具体的にやっていけるのかというところは、また別の話としては出てくるのですが、今、いただいたようなご意見につきまして、教育委員会のほうにも伝えながら、すぐには、変わらないかもしれませんが、全体として減らしていけるような形というのは、やっていきたいと思っています。

この77ページの③の北区役所の中に、当然、学校ですとか、区民センターとかそういったものも全て、入っていますので、区全体としていろいろ取組みを進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

## ○会長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

## ○委員

73ページの施策の(2)「地域資源を活かした魅力ある住環境づくり」のところで、「めざす姿」の2行の文章、その後の具体的な施策の方向①②とありますが、この題目にある「地域資源を活かした」というところが、少し読み取りにくいのかなと思っています。ここで言う地域資源というのは、どういったところをイメージされているのでしょうか。

## ○事務局

文化や歴史といったところで地域資源の例というのは、ほかの施策のところでも出させていただいたところですが、こちらについては、①の箇条書きの二つ目にございます、緑地、オープンスペースなど、北区の中でも大規模に開発できる土地がある地域もあれば、そうでない地域もありますので、それぞれのまちに合わせ、地域にある地域資源を活かした住環境づくりといったところを記載させていただいています。

箇条書きの三つ目にあります、緑化の推進、地域の住民やコミュニティがまちづくりの参画といったところ、こちらも地域の特性を活かしたといった意味合いも含ませていただいています。

## ○委員

ありがとうございます。解説を聞きますと、何となく理解できるのですが、「めざす姿」のところで若干、地域資源を活かしたというのが読み取りにくいなと思いましたので。ありがとうございます。

## ○委員

意見です。74ページの「にぎわいところ豊かな暮らしをもたらす空間の創出」というところで、公園づくりの話ですが、区内外から人を呼び込む特徴ある公園づくり、とても魅力あって、飛鳥山とか中央公園とか、いろいろ変わってきて、すごくいいなと思うのですが。配置のバランスというところで、小学生は、学区域を越えた場所で遊びに行くことは、今、できないので、どうしてもその学区域の中で、子どもが安心して走り回れる公園がある学校とない学校とあります。具体的に言いますと、王子第五小学校、十条公園がありますが、もう何年もずっと水道工事をしていて、裏側の公園は遊べますが、防犯的にも子どもがちょっと不安で、本当に安心して遊べる場所がありません。お隣の学校では、清水坂公園や中央公園があるので、のびのび遊べますが。どうしても遊ぶ場所がなく、町中を走り回ると怒られて通報されるということが多くありまして、わくわく☆ひろばや校庭開放がない日もあるので、走り回って元気に遊ぶのが子どもの仕事だなと思うので、ぜひ、配置のバランス考慮をしていただければと思います。

## ○事務局

74ページの(3)現状と課題の一つ目、1行目から2行目にかけて、公園施設等の適切な配置などを進める必要があることは、記載をさせていただいております。次の75ページの施策の方向の①でも、まちづくり事業と一体となったといったところも含めて、配置のバランスに配慮しながら、計画的に実施をさせていただくと、今、ご指摘いただいたような意見の部分について、記載させていただいています。

## ○会長

ほかにどなたか、ご質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

基本目標3につきましては、ご議論をいただきまして、この形で進めさせていただければと思います。

それでは、続きまして、次第の2の(2)、④区政運営について、事務局からご説明をお願いいたします。

#### ○事務局

それでは、説明をさせていただきます。

84ページの施策の方向の②「公民連携の推進」、対照表30ページの2番もご覧いただければと思います。審議会の全体会の中で、ご意見としていただきましたが、この文章では、行政が民間の力を借りて、やりましょうというのが、前面に出ているのではないかとご指摘をいただいたところです。公民連携については、行政の視点だけではなく、民間と公と連携して、どのように活用をするのかといった視点が必要、というご意見と受け止めさせていただき、文章の組替えをさせていただきました。

続いて、88ページの(2)「健全な財政運営」の現状と課題の一つ目、対照表では、31ページの4番を、その下の5番についても、一緒にご覧をいただければと思います。

こちらは、部会3の創出部会の中で、ゼロカーボンと脱炭素の使い方について整理すべきではないかというご指摘をいただき、北区では、宣言名、計画においてはゼロカーボンという名称を使わせていただいております。取組みについては、脱炭素という文言で、この施策のあり方全体を通して記載する整理をさせていただいたところです。

区政運営については以上でございますが、この後の97ページから100ページでは、今、ご説明をさせていただきました施策の体系について、記載をさせていただいております。また、101ページ以降の参考資料には、審議会の日程でしたり、これまで実施をいたしましたワークショップや意見交換会等の実施結果を記載させていただいております。後ほどご高覧をいただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

#### ○会長

どうもありがとうございました。それでは、区政運営につきまして、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

#### ○委員

ご説明ありがとうございます。1点だけ、ご意見させていただきます。

84ページの区民参画の推進のところで、審議会委員の公募、ワークショップやパブリックコメントなど云々という形での、いわゆる区民参画という表現になっているのですが、5ページまで戻っていただくと、基本構想の理念の②の「区民による主体的なまちづくり」、この2行目に、「区民が主体的にまちづくりに取り組むことが必要です。」とあります。つまり、参画イコール区民が主体的に、まちづくりだけではなく様々な形で参画をしていただくという、いわゆる「行動につながる」という形が原則にある中で、ワークショップやパブリックコメントなどでの参加も、一つの区民参画であると、一つのケーススタディの説明が主になってしまっているのです。前提としては、区民が主体的に参画をいただくという、その推進を行っていただく中に、こういった手法なども具体的な例として挙げていただいたほうがいいかなというのが感じたところです。

加えて、こうした表現では、83ページに書いてある「協働・区民参画」という順番ではなく、「参画・協働」と表現するケースが多くあります。反映すると、84ページでは、まず、「区民参画の推進」が先あって、区民参画の中には、例えば町会・自治会、ボランティアなどへの参画が促される。その上で、①②に書いてあるような「協働の推進」、「公民連携の推進」というところがより活性化していくという順番、フローが、よく内閣府等でも記載されています。この順番を入れ替えつつ、区民参画の推進という表現に、文章を加えていただくとよろしいかなと感じました。

#### ○事務局

5ページの区民による主体的なまちづくりについても区民参画への促進といったところを記載させていただいており、84ページの区民参画の部分については、具体的な手法について、記載をさせていただいているところですが、文章の整合などについて、いま一度確認をさせていただければと思います。

もう一点は、施策の方向についての順番ということで、③の区民参画が、まず冒頭にあって、その後の協働の推進、公民連携の推進といったところ、ご指摘をいただいたところですので、改めて検討をさせていただければと思います。

#### ○会長

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

皆様から、様々なご意見をいただきまして、ありがとうございました。本日の議論を踏まえ、できるだけ皆様方のご意見を反映した「北区基本構想について」と、「北区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」を、事務局で作成していただきたいと思っています。

なお、この二つの答申案の修正等が、細かい技術的な修正等もあるかと思いますが、これにつきましては、会長一任とさせていただきたいということでございます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、事務局と相談させていただきまして、「北区基本構想について」と「北区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」の二つで構成する、北区基本構想に関する答申を完成させます。

なお、目次の前のページの「答申にあたって」は、会長名での挨拶文を、15ページの「基本的な考え方」については、審議会を代表して私が記載をさせていただきます。完成した答申につきましては、来月開催いたします第7回基本構想審議会で、委員の皆様へ事務局から説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、次に、今後のスケジュールについて、事務局からご説明をいただければと思います。よろしくお願いたします。

## ○事務局

本日、基本構想と基本計画に盛り込む施策のあり方について、ご意見いただきましたが、委員の皆様からご意見をいただく最後の機会となります。各部会や本日の審議会でも多数のご意見をいただいておりますが、修正したほうがよい箇所や、追記したほうがよい箇所など、後日、ご意見をいただける場合は、意見の提出をお願いします。

次回は1月30日月曜日、18時30分から開催をいたします、第7回基本構想審議会では、本日の議論や後日意見も踏まえ、会長と相談をし、完成した答申について事務局から説明をさせていただきます。答申について説明後、基本構想審議会を代表して、会長から花川区長へ答申をいただくセレモニーを実施させていただきますので、よろしくお願いたします。

また、審議会からいただいた答申については、後日、北区公式ホームページなどで公開させていただきます。

次年度は、答申に基づき、基本構想及び基本計画の策定を予定しております。よろしくお願いたします。

## ○会長

長い期間をかけ、委員の皆様方にはご議論をいただきましてありがとうございます。

これで第6回基本構想審議会を閉会いたします。皆様、次回もどうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。